

「近江八幡市教育大綱（改正案）」に係るパブリックコメント（意見公募）  
実施要領

平成 27 年 4 月 1 日より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、「近江八幡市総合教育会議」を開催し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針や目標を定めた「近江八幡市教育大綱」を、平成 27 年 10 月に策定いたしました。

教育大綱については、平成 29 年度末に期限を迎えるため、この度、総合教育会議での協議・調整により、教育大綱の改正案を作成いたしました。

つきましては、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

1. 公表する資料

近江八幡市教育大綱（改正案）

近江八幡市教育大綱 新旧対照表

2. 資料の公表場所

- (1) 近江八幡市ホームページ
- (2) 市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎 1 階）
- (3) 総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所 1 階）
- (4) 総合政策部政策推進課（近江八幡市役所本庁舎 3 階）
- (5) 教育委員会事務局教育総務課（近江八幡市役所南別館 3 階）
- (6) 各学区コミュニティセンター
- (7) 近江八幡図書館及び安土図書館

3. 意見の募集期間

平成 29 年 11 月 22 日（水）～平成 29 年 12 月 13 日（水）〈必着〉

4. 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵送 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地  
近江八幡市 総合政策部 政策推進課
- (2) ファックス 0748-32-2695
- (3) 電子メール 010202@city.omihachiman.lg.jp

※上記「2. 資料の公表場所」((4)を除く)では提出いただけません。

## 5. 意見を提出できる方

- (1) 近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- (2) 近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

## 6. 留意事項

ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。なお、個人情報について公表することはありません。

また、電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください

- (1) 件名「近江八幡市教育大綱（改正案）について」
- (2) 住所、名前、電話番号（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名も明記ください）
- (3) ご意見は、日本語で提出してください

### (書式例)

近江八幡市 総合政策部 政策推進課 あて

「近江八幡市教育大綱（改正案）について」

住 所：

名 前：

電話番号：

(市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名)

意 見：

- ・〇〇について、  
意見内容  
(ページ番号等、どの部分に対するご意見かが分かるように)

## 7. 意見に対する考え方の公表

提出いただいたご意見については取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー及び総合政策部政策推進課にて公表します。

- ・類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
- ・匿名のものや本件と関係ないと思われるご意見に対しては、考え方が示せませんので、ご了承ください。
- ・提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできませんので、ご了承ください。また、提出いただいたご意見の原稿は返却しません。
- ・近江八幡市教育大綱は、いただいたご意見を参考にして最終決定し、公表します。

## 8. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市 総合政策部 政策推進課

電話：0748-36-5527

ファックス：0748-32-2695

Eメール：[010202@city.omihachiman.lg.jp](mailto:010202@city.omihachiman.lg.jp)